


令和4年10月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和3年(ワ)第230号 不法行為による慰謝料請求事件

(口頭弁論終結日 令和4年9月15日)

判 決

5



原 告



兵庫県赤穂市加里屋98番地16

被 告

公益社団法人

日本パワーリフティング協会

10

同代表者代表理事

古 城 資 久

同訴訟代理人弁護士



主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

15

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、300万円を支払え。

第2 事案の概要

20

1 本件は、原告が、被告について後記3(1)アないしエ記載の不法行為が存する旨主張し、被告に対し、上記不法行為により生じた原告の慰謝料300万円の支払いを求めた事案である。

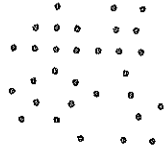
2 前提事実（争いがないか、弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、パワーリフティング競技の普及及び振興等を目的とする社団法人であり、原告は、その正会員（社員）であったものである。

25

(2) 被告は、令和元年11月24日、原告の正会員資格を4年間停止する旨の議案（以下「本件議案」という。）を含む複数の議案を会議の目的





とする臨時社員総会（以下「本件社員総会」という。）を開催し、本件議案は可決された（以下「本件決議」という。）。被告は、本件社員総会の議事録（甲 1。以下「本件議事録」という。）を作成し、本件議事録には、本件議案の採決の結果が記載された。

5 なお、原告は、本件社員総会開催に先立つ同月 15 日付けで、被告に対し、被告の正会員を辞任する旨の届出（甲 2。以下「本件辞任届」という。）を提出していた。

3 争点（被告の不法行為の成否）に関する当事者の主張

(1) 原告の主張

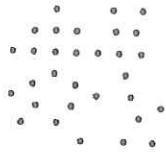
10 原告の主張する被告の不法行為は、次のアないしエのとおりであり、原告は、被告に対し、被告の不法行為により生じた慰謝料 300 万円の支払を求める。

ア 原告は、被告の審判員で、 パワーリフティング協会 であり、令和元年 11 月 15 日に で全日本クラシック選手権大会の開催（以下「11 月 15 日開催大会」という。）が予定されていた。
15 被告は、このことを知りながら、同月 5 日付けで、本件社員総会開催の通知を出した。本件議案が出されると、原告は、上記大会に参加できなくなり、ひいては同大会自体が開催されなくなるので、原告は精神的苦痛を受けた。

20 イ 原告が、被告に対し、令和元年 11 月 15 日付けで本件辞任届を提出したにもかかわらず、被告は、同月 24 日に開催した本件社員総会で、本件決議をした。原告は名誉を棄損された。

ウ 被告は、原告について本件決議がされたことを本件議事録に載せ、これにより、原告は名誉を棄損された。

25 エ 被告の現代表理事古城資久（以下「古城」という。）は、令和元年 10 月 15 日付けの「 の考え」と題する文書（甲 8。以下



「甲8文書」という。)を正会員に発送したが、同文書中には、被告から原告に50万円の和解金が振り込まれたのは平成30年7月4日であり、会長は[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)が就任されてからのことであるとの記載がある。[REDACTED]の会長就任は同月21日であるから、上記記載部分は虚偽である。これにより、原告は名誉を棄損された。

(2) 被告の主張

ア 原告の主張アについて

本件社員総会の開催通知は、神戸地方裁判所姫路支部の許可決定に基づき、[REDACTED]を含む正会員7名により行われたものであり、開催通知の発送が被告の行為であることを前提とする原告の主張は理由がない。また、本件社員総会の開催通知を発送することで、原告が11月15日開催大会に参加できなくなるといった影響が生じるものではない。

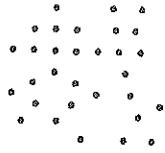
イ 原告の主張イについて

本件社員総会における議題は、上記アのとおり、裁判所で許可を受けているものであり、被告において裁判所の許可に反して議題を制限することはできない。本件決議が被告の行為であることを前提とする原告の主張は理由がない。

また、本件決議は、本件社員総会開催通知に明記されている本件議案について採決したにすぎず、原告の倫理規程違反行為の事実が具体的に適示されているものではなく、原告の社会的評価を低下させるものではない。

ウ 原告の主張ウについて

本件議事録には、原告の倫理規程違反行為の事実が具体的に記載されているものではなく、本件社員総会の採決の結果が記載されているのみである。本件議事録に本件決議がされたことが記載されても、原



告の社会的評価が低下することにはならない。

エ 原告の主張エについて

甲 8 文書を正会員に発送したのは、当時理事であった[]個人であ
って、被告の行為ではない。[]個人が発送した文書の記載内容に関
5 して、被告に不法行為責任があるとする原告の主張は失当である。

また、原告の指摘する「被告から原告に50万円の和解金が振り込
まれたのは、会長に[]氏が就任されてからのことである」との記
載は正確ではなかった（[]は、平成30年6月2日の臨時社員総会
で9名の理事が選任されたことにより、従前の[]代表理事の体
10 制から[]代表理事の体制に実質的に変更されたとの認識で、甲 8
文書に上記の記載をしたのであるが、[]を正式に代表理事に選任
したのは同年7月21日の理事会であるから、和解金が振り込まれた
同月4日の時点では[]は代表理事ではない。）が、上記記載によ
り、原告の名誉が棄損されることにはならない。

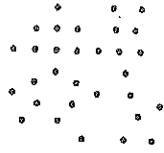
15 第3 判断

1 認定事実

後掲各書証及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

(1) 被告においては、近年、内部的な意見の衝突や訴訟に発展した問題等
が生じるようになり、平成30年7月に、被告の代表理事（会長）とし
20 て[]が就任した後も、意見が対立する事態は収束しなかった。被告
の会員らは、令和元年8月頃以降、対立するそれぞれの立場から、意見
を異にする理事の解任を求める等して、臨時社員総会の開催や理事会の
開催の請求が行われていた（乙2ないし10。ただし、枝番のあるもの
は枝番を含む。以下同じ。）。

25 (2) 被告の定款において、社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集
するが、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会



長に対して、社員総会の招集を請求することができる旨規定されている
(乙1)。

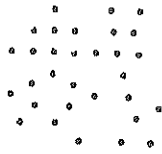
5 [redacted]を含む正会員7名は、令和元年9月、[redacted]会長に対し、臨時社員
員総会の招集を請求し(乙7。なお、当時の被告の正会員数は66名で
あるので、正会員7名による請求は「総社員の議決権の10分の1以上
の議決権を有する社員」との要件を充足する。)、その後、神戸地方裁
判所姫路支部に対し、「原告の正会員資格4年間停止、理事全員の解任
及び新理事5名の選任の件」を会議の目的とする被告の社員総会招集許
可申立てをした(乙11)。同裁判所は、同月28日、会議の目的を上
10 記事項とする社員総会を同年12月27日までに招集することを許可す
る旨決定した(乙12)。

上記正会員7名は、上記許可決定に基づき、同年11月5日、本件社
員総会を同月24日に開催する旨の通知(乙13)を送付した。

(3) 同月24日に開催された本件社員総会において、本件議案を含む議案
15 は、いずれも賛成多数で可決され、新理事5名が選任された。

本件社員総会后、本件議事録が作成され、本件議案について、原告の
正会員資格4年間停止とするものであり、役員・職員倫理規程第4条に
違反する事が判明したため、正会員資格の4年間停止を求めるものであ
るとの説明があったことや、審議の結果、賛成多数で可決されたこと
20 (賛成47、否認13、白紙0)が記載されている(甲1)。

(4) 本件社員総会においては、原告から本件辞任届が郵送されたが、「会
員の入会手続き、会費等に関する規程」に基づいておらず、無効であつ
て、原告は、総会日現在も正会員資格を有しているものとして、本件決
議が行われた(甲1)が、本件社員総会后、同総会で新たに選任された
25 理事から、本件決議につき、デュープロセス履践に曖昧な点が残るとの
意見が出されたことから、被告は、原告への資格停止通知を見合わせ、



さらに、同年12月26日付け書面による理事会決議により、令和2年6月に開催される定時社員総会において、本件決議撤回を議案として提出することを決議した（甲5）。以後、被告は、原告に対し、原告の正会員資格を4年間停止する旨の通知をすることはなく、本件決議が有効
5 になされた旨主張することもしていない。

原告は、本件社員総会決議後、神戸地方裁判所姫路支部に対し、不法行為に基づく処分取消請求訴訟（原告の正会員資格を4年間停止する処分が無効であることの確認を求めるもの）を提起した（甲3）が、同裁判所は、原告と被告との間に、本件決議に基づく原告の正会員資格停止
10 処分が有効か否かについての争いが存在するとは認められず、また、将来、被告が原告に対して同処分が有効であると主張する具体的なおそれがあると認めることもできないので、同訴えは、確認の利益を欠き不適法であるとして、その訴えを却下する旨判決した（甲4）。

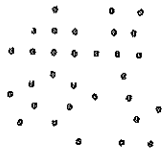
(5) 被告は、令和元年11月25日から同年12月27日までの約1か月
15 間、令和元年度臨時社員総会議事録に、本件決議の内容をマスキングすることなく記載し、被告のホームページに掲載した。

2 上記認定事実に基づき、原告の主張する被告の不法行為の成否につき、順次検討する。

(1) 原告は、本件社員総会の開催通知を出したことが被告の不法行為に該
20 当する旨主張する（前記第2の3(1)原告の主張ア）。

しかしながら、本件社員総会の開催通知の発送は、裁判所から開催の許可を得た被告の正会員7名が行ったものであり、被告の正会員7名のした上記行為について、法人である被告が不法行為責任を負うべき法的根拠は見出しがたい。

25 なお、本件議案を含む本件社員総会開催通知の発送は、被告の定款の定めに基づき、裁判所の許可を得て行われたものであるし、ことさらに



1 1月15日開催大会への原告の参加を妨害することや同大会の開催を
中止することを目的として行われたことを窺わせる証拠もないところで
あって、上記開催通知の発送が原告の権利利益を侵害する違法な行為と
評価することもできない。

- 5 (2) 原告は、原告が本件辞任届を提出したにもかかわらず、本件決議をし
たことが被告の不法行為に該当する旨主張する（前記原告の主張イ）。

上記認定のとおり、本件社員総会において本件決議がされたものの、
被告は、本件決議に基づき、原告の正会員資格を4年間停止するとの処
分を行うには至っておらず、本件決議により、原告の権利利益が現実に
10 侵害されたということとはできない。

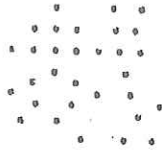
この点、原告は、本件決議によって原告の名誉が棄損された旨主張す
るが、名誉棄損を理由とする不法行為が成立するためには、被告が原告
の社会的評価を低下させる事実を流布させたことを要するところ、本件
決議は、原告の社会的評価を低下させる具体的事実を摘示するものでは
15 なく、被告に名誉棄損の不法行為が成立するということができない。

- (3) 原告は、本件決議がされたことを本件議事録に載せたことで原告の名
誉が棄損され、名誉棄損を理由とする不法行為が成立する旨主張する
（前記原告の主張ウ）。

しかしながら、上記議事録には、本件社員総会での採決の結果が記載
20 されているにとどまり、原告の社会的評価を低下させる具体的事実を摘
示するものではなく、被告に名誉棄損の不法行為が成立するというこ
とはできない。

- (4) 原告は、虚偽の記載部分がある甲8文書を、 が正会員に配布した
ことが被告の不法行為に該当する旨主張する（前記原告の主張エ）。

25 しかしながら、甲8文書は、当時、被告の理事であった が、理事
個人としての意見を正会員に配布したものであって、法人である被告が



不法行為責任を負うべき法的根拠は見出せず、この理は、甲8文書の配布後、[]が被告の代表理事に就任したことにより影響を受けるものではない。

5 なお、原告は、甲8文書中の虚偽の記載により原告の名誉が棄損された旨主張するが、原告が被告から和解金を受け取った時期が、被告の代表理事に[]が就任する前か後かによって、原告の社会的評価に何らかの影響を与えるとする根拠も見出しがたい。

3 結論

10 以上のおりであるから、原告の主張する被告の不法行為は認められず、原告の請求は理由がない。

よって、主文のおり判決する。

長野地方裁判所松本支部

裁判官

内山梨枝子 

これは正本である。

令和4年10月17日

長野地方裁判所松本支部

裁判所書記官 中村慶郎

